$\bigcirc$ 

公認会計士制度部会議事規則の一部改訂(案)

新旧対照表

(傍線部分は改訂部分)

営に必要な事項は、部会長が定める。 第七条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運(その他)	営に必要な事項は、部会長が定める。 第八条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運(その他)
等を置くことができる。 第六条 部会は実務的・専門的な検討の要に応じワーキンググループ(ワーキンググループ等の設置)	等を置くことができる。第七条 部会は実務的・専門的な検討の要に応じワーキンググループ(ワーキンググループ等の設置)
第五条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。 第五条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。 表しないものとすることができる。 表しないものとすることができる。	(議事録の作成及び公表に関し必要な事では、部会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表にないものとすることができる。 ましないものとすることができる。 (議事録の作成及び公表)
(新設)	第五条 部会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書その他の方法により、議決を求めることができる。なお、こはならない。